

# 邪馬台国論 3章 『倭人伝』解説

「津」はどこか

## 「皆臨津搜露傳送」の解明

『倭人伝』において読みが一定しない難解な箇所がある。その解説に挑戦してみよう。有名な「一大率」とその後の文である。

收租賦有邸閣國國有市交易有無使大倭監之自女王國以北特置一大率檢察諸國諸國畏憚之常治伊都國於國中有如刺史王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國皆臨津搜露傳送文書賜遺之物詣女王不得差錯

- (1) 收租賦有邸閣……………租賦を収む邸閣有り。
- (2) 國國有市……………国々に市有り。
- (3) 交易有無使大倭監之……………有無を交易し、使大倭が之を監す。
- (4) 自女王國以北特置一大率檢察諸國……………女王国より以北に一大率を特置し諸国を檢察す。
- (5) 諸國畏憚之……………諸国これを畏憚す。
- (6) 常治伊都國……………常に伊都国を治す。
- (7) 於國中有如刺史……………国中において刺史の如き有り。
- (8) 王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國皆臨津搜露傳送文書賜遺之物詣女王不得差錯

(1)から(7)まではそれほど読みが相違があるわけではない。

問題は(8)の文である。この文の読みは一定しない。幾つかの解説を見てみよう。いずれも解説に苦勞しているが、文意が通じない箇所が多く、主語、動詞が明確でない。

- A 王、使を遣わして京都・帶方郡・諸韓國に詣り、および郡の倭國に使用するや、皆津に臨みて搜露し、文書・賜遺の物を伝送して女王に詣らしめ、差錯するを得ず。 『魏志倭人伝』(岩波文庫石原道博編訳)
- B (倭)王の使が京都(魏の都、洛陽)・帶方郡・諸韓國におもむき帰還したとき、(帶方)郡の使が倭國に(いたり)およんだときは、みな津(船つき場)に臨んで伝送の文書とくだされ物とを照合点検し、女王(のもと)にいたらせるときに、差錯(不足やくいちがい)がないようにする。 HP「邪馬台国の会」
- C (この役人は)、(倭)王が洛陽・帶方郡・諸韓國に使を遣わしたり、逆に、(帶方)郡の使者が倭國に赴く場合に、皆、港で検閲し、文書・賜物を女王に伝送して、決して交わることがない。 HP「魏志倭人伝私注」
- D 女王が使いを使わして魏の都や帶方郡・諸韓國に朝遣する時、又郡(帶方郡)の使いが倭國を訪問してきた時、大勢で港に出迎え、文書や贈り物を調べて(女王の所へ)届けさせる。 HP「邪馬台国大研究」

A 石原氏の訓み (『魏志倭人伝』(岩波文庫石原道博編訳))

最もよく読まれているのは、Aの岩波文庫の『魏志倭人伝』(石原道博編訳)である。ほとんどの研究者がこの本を基礎にしている。石原氏の読みはどうか。

王、使を遣わして京都・帯方郡・諸韓國に詣り、および郡の倭國に使用するや、皆津に臨みて搜露し、  
文書・賜遺の物を伝送して女王に詣らしめ、差錯するを得ず。

石原氏は、5カ所で切って読んでいる。

王遣使詣京都帯方郡諸韓國……王、使を遣わして京都・帯方郡・諸韓國に詣り  
及郡使倭國……および郡の倭國に使用するや  
皆臨津搜露……皆津に臨みて搜露し、  
傳送文書賜遺之物詣女王……文書・賜遺の物を伝送して女王に詣らしめ  
不得差錯……差錯するを得ず。

「及郡使倭國」を「および郡の倭國に使用するや」と読んでいる。この場合、「及び」は接続詞である。だが、並列する体言が不明である。主語は「郡」、動詞は「使」である。「帯方郡が倭國に使いを送った」という意味であろう。独特の読みであるが、文意は不明である。

B・C・Dの読み

これら3つの読みに共通するのは、いずれも、主語を、「郡使」と読んでいることにある。

- B (帯方)郡の使が倭國に(いたり)およんだときは…「郡使」が主語、「及ぶ」が動詞
- C 逆に、(帯方)郡の使者が倭國に赴く場合……「郡の使者」が主語、「赴く」が動詞
- D 又郡(帯方郡)の使いが倭國を訪問してきた時……「郡の使い」が主語、「訪問した」が動詞

Bは「及」を動詞として解釈している。主語は「郡使」、動詞が「及」で文意は明瞭である。

Cは主語は「郡使」でいいとして、動詞の「赴く」は原文にはない。「及ぶ=赴く」と翻訳したのであれば、Bと同じである。

Dは主語が「郡使」、動詞は「訪問してきた」で、この文字も原文にはない。「及ぶ=訪問する」と翻訳すれば、Bと同じである。B・C・Dは主語は「郡使」、動詞は「及」として捉えていると思われる。

では、この読みは成立するのか。

「及」は「及ぶ」という動詞ではない

これらの読みは、「韓國」で切っている。そこで切って、「及・郡使」と訓んでいる。

- ①王遣使詣京都帯方郡諸韓國……王、使いを遣して、京都、帯方郡、諸韓國に詣る。
- ②及郡使倭國皆臨津……郡使、倭國に及び(到着して)、皆、津に臨みて

②の訓みは、主語が「郡使」、動詞が「及」と解している。「及」は「及ぶ」、「到着する」という動詞である、と解している。帯方郡からやって来た「郡使」が倭國に及び(到着し)、皆津に臨みて…という解釈である。しかし、「及郡使」を「郡使が及び(到着し)」と解釈するのは問題がある。「及」の場所である。

「及」の場所

「及」を動詞と解釈して、「郡使が倭國に及ぶ」と云う文にするには、「郡使・及・倭國」と主語・動詞の順に並べなければならない。ところが、原文は「及郡使」で、その語順は、「及」―「郡使」―「倭國」である。このような語順で、「郡使が倭國に及ぶ」と、読むことができるのか。語順に焦点をあてて、『倭人伝』で用例を見てみよう。

(1) 其使詣中國皆自称大夫

其の使、中國に詣る。皆自ら大夫と称す。

この文において主語は「其使(その使者)」である。動詞は「詣」である。語順は「其使・詣・中國」である。文法は、主語 - 動詞 - 目的語の順である。

(2) 正始元年太守弓遵遣建中校尉梯儁等奉詔書印綬詣倭國拜倭王並齎詔賜金帛錦罽刀鏡采物

正始元年、太守弓遵、建中校尉梯儁等を遣わし、詔書・印綬を奉じて、倭国に詣り、倭王に拝仮し、ならびに詔を齎し、金帛・錦・罽刀・鏡・采物を賜う。

太守弓遵遣建中校尉梯儁等では、「太守弓遵」が主語で、「遣」が動詞である。目的語は「建中校尉梯儁等」である。主語一動詞一目的語の語順である。

どちらの用法においても、主語一動詞一目的語という語順である。動詞が主語の前に置かれることはない。従って、「及・郡使・倭国」という切り方をして、「郡使が倭国に及び」という訓みは成立しない。

「及が動詞だ」、と考えたのには理由がある。それは、「諸韓国及郡」で切れれば、つぎの文は「使倭国皆津臨」となり、この「使倭国」の意味が不明だからである。ゆえに、「及・郡使・倭国」と切ったのである。だが、仮に「使倭国」が意味不明であったとしても、文法に従えば、「及・郡使・倭国・皆臨津」という文は成立しない。石原道博氏は、「及」を動詞として捉えず、「および郡の倭国に使用するや」としたが、主語、動詞がさらに不明である。

「及」は動詞ではない。「および」という意味の接続詞である。従って、「諸韓国及びその郡」と切って並列に読むべきである。

「皆」とは誰か

「及」が動詞でないことは、語順(文法)から明らかである。もう一つ、「皆」の置かれた場所を考察してみよう。原文は、「皆」は、「使倭国」のすぐ後に置かれている。

王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國皆臨津搜露傳送文書賜遺之物詣女王不得差錯

先に挙げた、BCDは、「皆」をどう読んでいるか。「邪馬台国の会」で見よう。

(倭)王の使が京都(魏の都、洛陽)・帶方郡・諸韓国におもむき帰還したとき、(帶方)郡の使が倭国に(いたり)およんだときは、みな津(船つき場)に臨んで伝送の文書とくだされ物とを照合点検し、女王(のもと)にいたらせるときに、差錯(不足やくいちがい)がないようにする。  
HP「邪馬台国の会」

では、「郡の使が…皆、津に臨んで」という読みが成立するのか。成立するには、「及・郡使皆・倭国・臨・津」となって、「皆」は「郡使」のすぐ後に置かれるべきである。「皆」に関しては『倭人伝』には用例が6つある。

- (a) 世有王皆統属女王國……………王有り。皆女王國に統属す。
- (b) 男子無大小皆鯨面……………男子は大小なく皆鯨面す。
- (c) 其使詣中國皆自称大夫……………其使中國に詣で皆大夫と自称す。
- (d) 男子皆露紵以木綿……………男子皆露紵(ろかい)し、木綿を以て
- (e) 其俗國大人皆四五婦……………其の俗、國の大人は皆四、五婦
- (f) 復有國皆倭種……………また國有り。皆倭種

(a)から(e)まで用例では「皆」はその前の人物をさしている。当然「皆」は「…は皆」という用法となるわけであるから、「皆」の前に「皆」がさし示す言葉がなければならない。

(f)では「皆」が主語であるが、「皆」とは「また国がある。その国の人は皆、倭種」読むべきであろう。いずれにしても、「皆」は「…は皆」という用法で、すぐ前の語と連続する。

HP「邪馬台国の会」のように「郡使が…皆、津に臨みて」という読みが成立するには、「及・郡使皆・倭国・臨・津」という語順となる。原文は「使倭国皆臨津」である。

従って、「郡使は皆」ではなく、「使倭国は皆」となる。

「使倭国」が主語である。

## 全文の訓み

この文は、「郡」,「女王」の二カ所で切る。

王/遣使/詣京都帶方郡諸韓國及郡/

使倭國皆/臨津/搜露傳送文書賜遺之物/詣女王/

不得差錯

### 王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡

- (1) ここでは「女王」と書かず、「王」とだけ書いている。従って、「男王」と解釈すべきである。伊都国には男王がいた。この文の最後には、「詣女王」と書かれている。「女王に詣る」とは「邪馬壹国の女王卑弥呼を訪問した」と云う意である。この文では、王と女王は区別されている。「王」と「女王」は別人である。  
「王」とはどこの王か。「王」の直前の文は「伊都国於国中有如刺史」である。「伊都国においては国中に刺史の如き有り」と、「伊都国」の国情を紹介したあとに、「王」と続く。従って、「王」は「伊都国王」と読むべきである。  
伊都国は諸国の中で特別な位置にあった。一つは外交である。中国、韓国との外交は伊都国が窓口であった。外交は伊都国が担っていたのである。もう一つは軍事である。ここには「一大率」が置かれ、諸国を檢察していた。外交と軍事は切り離すことはできない。伊都国王が代々、外交権・軍事権を行使していた。
- (2) 京都とは魏の京、洛陽である。伊都国王は魏の京へ使節を遣わした。この文意は明瞭である。
- (3) 帶方郡は204年から313年の109年間、古代中国によって朝鮮半島の中西部に置かれた軍事・政治経済の地方官庁であった。従って、伊都国王は帶方郡に使節を遣わした。これも明瞭である。
- (4) その頃、朝鮮半島には、「馬韓」「弁韓」「辰韓」の国家が存在した。「諸韓国」とはこの三つの韓国を云う。伊都国王は、魏との外交にあたっていたが、また、韓半島のこれらの国々とも外交関係を結んでいた。「諸韓国及郡」は、「馬韓・弁韓・辰韓及びその郡」と読むべきである。
- (5) 伊都国王は、朝鮮半島の三つの国へも使節を遣わしていた。彼らが訪れた場所はどこか。その場所をピンポイントで明確にしているのが、「諸韓国及郡」である。  
彼らは馬韓の郡・弁韓の郡・辰韓の郡を訪問していた、と述べているのである。「郡」とは、国の官庁所在地である。記述は具体的で文意は明瞭である。
- (6) 訓み

（伊都国の）王は使節を遣わし、使節は、京都（洛陽）・帶方郡・韓国の諸国及びその郡に詣った。

この記事は伊都国王の中国、韓国との外交記事である。当時の中国と朝鮮半島に存在した古代国家の情勢と一致する。



使倭國皆臨津搜露傳送文書賜遺之物詣女王

- (1) 「使倭国皆」が主語、「津に臨みて」「伝送の文書、賜遺の物を搜露して」「女王に詣る」が述部である。
- (2) 「皆」とは「使倭国は皆」と読む。
- (3) 訓み

使倭国は皆、津に臨みて、伝送する文書、賜遺の物を搜露し、女王に詣る。

主語は「使倭国」である。「使倭国」の「使」とは、「使者」の意である。従って、「使倭国」は「倭国の使者」という意味となる。

では、「倭国の使者が女王に詣る」とはいかなる意味は何か。意味は明確ではないと思われるかも知れない。その理由は、「倭国」の捉え方にある。陳寿が「倭国」と書いた国は、女王国だけを指しているのではない。

第三章で詳述するが、「倭国」とは、「狗邪韓国」から「投馬国」までの30国の総称である。その30国の首都が、「卑弥呼の都」だったのである。「倭国」、つまり、女王に属する30国は使者を女王の都に送った。

そして、魏の皇帝からの賜わった品々も女王の元に届けさせた。「搜露傳送文書賜遺之物」である。

「使倭国(倭国の使者)」は「津」に臨むと、運んできた文書や物品の梱包をすべてほどいて、人々に披



露しながら、女王の元に運んだというのである。

使者が誇らしく、街道を進む様子が見えるようである。女王国の人々は、この行列が通る度に、魏皇帝からの贈り物はなんて素晴らしいのかと、口々に讃え、国中にその噂が広まったことであろう。

### 不得差錯

この文の主語は王ではない。三国志作家・陳寿の感想で、「これなら、まちがうことはない」と一般的な道理、評価を述べたのである。読みは、「差錯を得ず」である。

このような倭国の習慣は中国側の人間にとって珍しいことであつたと思われる。中国ではこのようなことはしない。積み荷を披露して街道を行くなんてことは、まるで盗賊に襲ってくれといってるようなものである。そんな危ないことはできない。ところが、倭国では女王への贈り物や文書を人々に披露しながら進んでいる。なるほど、そうすれば不足が生じたり、物と物が入り交じって混乱することはない。だが、中国ではそんなことはとてもできない。

このような感想を陳寿は持った。故に、「不得差錯」と、治安の良さを羨望しながら、評論しているのである。

### 全文の解釈

收租賦有邸閣國有市交易有無使大倭監之自女王國以北特置一大率檢察諸國諸國畏憚之常治伊都國於國中有如刺史王遣使詣京都帶方郡諸韓國及郡使倭國皆臨津搜露傳送文書賜遺之物詣女王不得差錯

租賦を収める邸閣が有る。国々には市があり、有無を交易している。この市は、「使大倭」が監督している。

「女王国」より以北には、「一大率」を特置し、諸国を檢察している。諸国は之を恐れている。常に伊都国の治安を担当している。だから、伊都国の国中に「刺史」のような役人がいるようである。

(伊都国)王は、使節を派遣し、使節は魏の都(洛陽)・帶方郡・諸韓國及びその郡に詣(いた)る。

倭国の使者は皆、津に臨むと、運んできた文書・賜遺の物の梱包をほどいて、披露したまま、女王を訪れた。

こうすれば、これらのものに不足が生じたり、入り混じってごちゃごちゃになることはない。

### 「津」はどここの津か

では、「津」はどこに存在した「津」なのか。

#### 第1の津

無論、唐津である。

#### 第2の津

3世紀の佐賀市の東南は有明海であつた。そこに「佐賀の津」があつた。これが第2の津である。

#### 第3の津

奴国にも津があつた。「大川市の津」である。これが第3の津である。

#### 第4の津

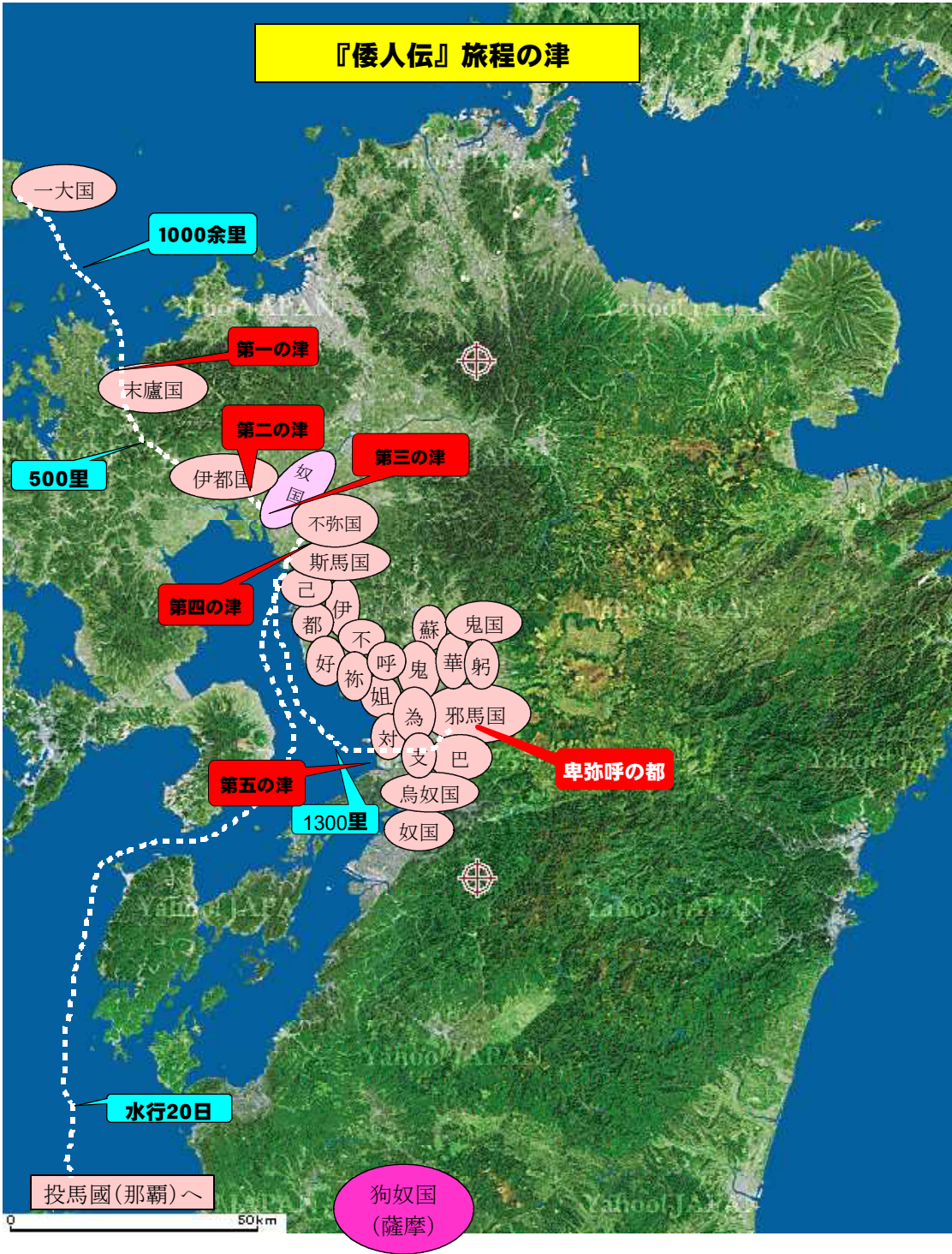
不弥国の津から南に船で下って、女王の都に行った。この「筑後市の津」が、第4の津である。

#### 第5の津

不弥国の津から矢部川に沿って有明海に出て、大牟田、荒尾、玉名の海岸沿いに南下して、「川尻港」に上陸した。この津に関しては第三章で詳述する。参照していただきたい。

川尻港が第5の津である。ここから女王の都までは陸路である。

津はどここの津であろうか。やはり、旅程最終の津である川尻港と思われる。不弥国(筑後市)の前津あたりから出航して、有明をくだり、女王国への入口である川尻港に着く。そこで荷の梱包をほどき、民衆に見せながら、街道を進んだのであろう。



- 連合国
- 斯馬國
  - 己百支國
  - 伊邪國
  - 都支國
  - 祢奴國
  - 好古都國
  - 不呼國
  - 姐奴國
  - 對蘇國
  - 蘇奴國
  - 呼呂國
  - 華奴蘇奴國
  - 鬼國
  - 為吾國
  - 鬼奴國
  - 邪馬國
  - 躬臣國
  - 巴利國
  - 支惟國
  - 烏奴國
  - 奴國